

令和5年12月20日

調布市市民プラザあくろす利用者の皆様

### 利用料金の過誤徴収に関するお詫びと返金について

日頃から、調布市政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

この度、地方自治法に基づき市の指定を受けた指定管理者が運営する調布市市民プラザあくろすにおきまして、連続して9時間を超える貸室の御利用の際、一部の利用者の皆様から、調布市市民プラザあくろす条例で定められた上限を超過した額の利用料を指定管理者が過誤徴収していたことが判明いたしました。

過誤徴収により御迷惑をおかけしている利用者の皆様に深くお詫びを申しあげるとともに、利用料の過誤徴収をした指定管理者から、法定利息を含む金額を返還させていただきたく、お知らせいたします。

対象の利用者の中で、予約システムで確認できた利用者には、返金の御案内を令和5年12月末日までに送付します。また、送付がない場合も、9時間以上の利用に係る領収書をお持ちの方は下記問合せ先に御連絡ください。※返金に該当しない場合もあります。

今後、同様の事案を発生させることがないよう、市と指定管理者において再発防止を徹底し、細心の注意を払って施設の管理運営に取り組んで参ります。

問合せ先

生活文化スポーツ部多様性社会・男女共同参画推進課

担 当：伊藤・市川

電 話：042-443-1213

Eメール：danjyo@city.chofu.lg.jp